

## 平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第3項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 競技専門委員会
- (2) 広報・報道専門委員会
- (3) 宿泊・衛生専門委員会
- (4) 輸送・警備専門委員会
- (5) 高校生活動専門委員会

2 専門委員会は、会則第11条第2項の事務を処理するものとする。

(会長等)

第3条 専門委員会に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長・副会長は、平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県実行委員会会長が指名する。

3 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、専門委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 委員が委嘱又は任命時の機関及び団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が委員を務めるものとする。

(会議)

第5条 専門委員会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

3 やむを得ない理由のため専門委員会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(分科会等)

第6条 専門委員会に、運営上必要があるときは、分科会などの附属組織を置くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。